

京情個審答申第 12 号
令和 4 年 12 月 22 日

京都府知事
西 脇 隆 俊 様

京都府情報公開・個人情報保護審議会
会 長 山 本 克 己

公文書非公開決定（不存在等）に係る審査請求に対する
裁決について（答申）

令和 4 年 10 月 18 日付け 4 障第 1395 号で諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

第1 審議会の結論

本件事案について、処分庁が非公開（不存在）とした判断は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 令和3年6月10日、審査請求人は、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第4条の規定により、処分庁である京都府知事（この答申において「処分庁」という。）に対し、平成24年度に〇市教育委員会が実施した思春期スクリーニングのアンケート調査（以下「本件アンケート調査」という。）について平成24年度学校支援巡回チーム相談員に対して行った「〇市立〇中学校が全学年調査したか否か」の調査書（以下「請求対象文書」という。）を内容とする公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 令和3年6月24日、処分庁は、本件請求に対して、請求対象文書を保有していないとして公文書非公開決定（不存在等）（以下「本件処分」という。）を行い、同日、審査請求人に公文書非公開決定通知書（不存在等）を送付した。
- 3 令和3年6月25日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として処分庁に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行い、同日付けで受理された。
- 4 令和4年10月18日、諮問庁である京都府知事（この答申において「諮問庁」という。）は、条例第19条第1項の規定により、京都府情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に本件審査請求に対する裁決について諮問した。

第3 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

第4 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が審査請求書において述べている主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件アンケート調査は、〇市教育委員会が、平成21年度に文部科学省特別支援教育総合推進事業における京都府のグランドモデル地域指定を受けて取りまとめた「思春期スクリーニング実施マニュアル」（以下「実施マニュアル」という。）を参考にして、平成24年度に行った調査である。

○市教育委員会には、本件アンケート調査を○中学校の全学年に対し、実施する応用力がないため、実施マニュアルの取りまとめに事務局として関わっていた京都府は、平成24年度学校支援巡回チーム相談員に調査、確認及び指導をしていて当然であり、請求対象文書が存在しない理由はない。

第5 諮問庁の説明の要旨

諮問庁及び処分庁が、本件審査請求において述べていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

1 本件アンケート調査における○市教育委員会と処分庁の関係について

○市教育委員会は、平成21年度に文部科学省特別支援教育総合推進事業におけるグランドモデル地域指定を受け、特別支援○市連携協議会と3つの部会を設置し、平成23年度までの3年間、試行的にモデル校において生活満足度事業を実施したものである。本事業において、処分庁は、3つの部会のうちの生活満足度部会に参加し、事務局を担っていた。

本件アンケート調査は、上述の生活満足度事業で取りまとめた実施マニュアルを参考にして、○市教育委員会が独自事業として実施したものである。また、処分庁が何らかの関与をすることを具体的に定めた法令等の規定は存在しない。

2 請求対象文書を保有していないことについて

本件アンケート調査を実施したのは○市教育委員会であり、かつ、処分庁が、本件アンケート調査に関して○市教育委員会に対して調査を行う権限及び根拠はなく、調査を行った事実もない。

したがって、処分庁は請求対象文書を作成し、又は取得しておらず、保有していない。

3 結論

以上のとおり、審査請求人の主張には理由がなく、本件処分は妥当であるから、本件審査請求は棄却されるべきである。

第6 審議会の判断理由

1 請求対象文書の存否について

審査請求人は、本件アンケート調査の実施内容に関して処分庁が○市教育委員会に対して調査をすることは当然であり、請求対象文書が存在しない理由はないと主張していると解される。

この点について諮問庁に確認したところ、本件アンケート調査は、○市教育委員会が独自事業として実施したものであり、また、処分庁が本件アンケート調査に関して何らかの関与をすることを具体的に定めた法令等の規定は存在せず、かつ、調査を行った事実もないとのことであった。

このことについて、諮問庁の説明に不合理な点はなく、また、諮問庁の説明を覆し、審査請求人が主張する請求対象文書の存在を推認させるような特段の事情も認められない。

したがって、請求対象文書については、不存在であると考えることが相当である。

2 結 論

以上の理由から、「第1 審議会の結論」のとおり判断するものである。

参考

審議会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和4年10月18日	諮問書の受理
令和4年10月21日	第1回審議会
令和4年12月13日	第2回審議会
令和4年12月22日	答 申

調査審議に関与した委員

京都府情報公開・個人情報保護審議会第1部会

委員（部会長）	山 本	克 己
委員	原 田	大 樹
委員	宮 本	恵 伸
委員	山 舗	恵 子
委員	奥 野	美奈子